

福岡県公報

令和八年一月十三日
第六百六十一号
増刊 ①

う収納代理金融機関として指定する。

令和八年一月十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

一の表収納代理金融機関名の欄中「りそな銀行」及び「横浜幸銀信用組合」を削り、同表に次のように加える。

目次

○収納代理金融機関の指定の一部改正

再掲

(会計管理局会計課) 一

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 一

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 一

○福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 四

○福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 四

○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 八

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) 八

告示

福岡県告示第十号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。ただし、令和九年三月三十日までの間、りそな銀行を、国内に所在する本店(所)、支店(所)及び出張所において、口座振替による収納事務及びマルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した収納事務を行

再掲

横浜幸銀信用組合 福岡県内に所在する本店(所)、支店(所)及び出張所

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十第二項中「に定める額」の下に「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第二号中「使用距離」の下に「(以下この項において「使用距離」という。)」を加え、「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「前号に掲げる職員以外の」を

「使用距離が片道二キロメートル以上十キロメートル未満である」に改め、「の自動車等」及び「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「前号に掲げる職員以外の」を

て得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同項に次の三号を加える。

三 使用距離が片道十キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 七千六百円に片道の使用距離十キロメートル以上の距離二キロメートルにつき千二百円を加算して得た額

四 使用距離が片道三十キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 一万九千七百円に片道の使用距離三十キロメートル以上の距離二キロメートルにつき千三百円を加算して得た額

五 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万九千三百円に片道の使用距離六十キロメートル以上の距離二キロメートルにつき千四百円を加算して得た額

第二十八条第一号中「百分の三百十五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百七十八・七五」に改め、同条第二号中「百分の百五十」を「百分の百五十三・七五」に、「百分の百八十一」を「百分の百八十三・七五」に改め、同条第三号中「百分の二百六十二・五」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「十六年」を「三十八年」に改める。

附則別表中

円	円
42,600	32,400
41,900	31,700
41,100	30,900
40,400	30,200
39,700	29,500
37,900	28,800
36,200	28,100
33,500	27,400
30,700	26,700
27,900	25,900
23,600	23,600
21,400	21,400

を

円	円
43,600	33,500
42,900	32,800
42,100	32,000
41,400	31,200
40,700	30,500
38,900	29,800

に改める。

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700
24,400	24,400
22,100	22,100
19,700	19,700
17,300	17,300
14,900	14,900
12,500	12,500
10,200	10,200
7,800	7,800
5,400	5,400
3,100	3,100

37,100	29,000
34,400	28,300
31,600	27,600
28,800	26,700

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「、警察署、自動車警ら隊、鉄道警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊」を「及び警察署」に改める。

第四条第一号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「一万千百円」を「一万千五百五十円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二号中「六千百円」を「六千四百円」に、「九千百五十円」を「九千六百円」に、「三千五十円」を「三千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の福岡県の職員の宿日直手当に関する規則第四条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十二月二十四日

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条に次の二項を加える。

2 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手

当の月額は、前項に規定する額に三千円（二以上の者で当該業務を分掌した場合にあつては、当該学級数に三千円を乗じ、分掌した者の数で除して得た額）を加えた額とする。

3 前二項の規定による額に一円未満の端数があるときの義務教育等教員特別手当の月額は、その端数を切り捨てた額とする。

附則第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。
別表第一を次のように改める。

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
				円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1 号給から	4 号給まで		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5 号給から	8 号給まで		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9 号給から	12 号給まで		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13 号給から	16 号給まで		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17 号給から	20 号給まで		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21 号給から	24 号給まで		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25 号給から	28 号給まで		1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29 号給から	32 号給まで		1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33 号給から	36 号給まで		1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37 号給から	40 号給まで		2,000	2,300	4,000	4,400	
	41 号給から	44 号給まで		2,200	2,400	4,000	4,400	
	45 号給から	48 号給まで		2,200	2,600	4,100	4,600	
	49 号給から	52 号給まで		2,300	2,600	4,200	4,700	
	53 号給から	56 号給まで		2,400	2,800	4,400	4,700	
	57 号給から	60 号給まで		2,400	3,000	4,400	4,800	
	61 号給から	64 号給まで		2,500	3,200	4,500	4,900	
	65 号給から	68 号給まで		2,600	3,300	4,700	5,000	
	69 号給から	72 号給まで		2,600	3,400	4,700	5,100	
	73 号給から	76 号給まで		2,700	3,500	4,700	5,100	
	77 号給から	80 号給まで		2,800	3,700	4,700	5,200	
	81 号給から	84 号給まで		2,800	3,800	4,800	5,200	
	85 号給から	88 号給まで		2,800	3,800	5,000	5,300	
	89 号給から	92 号給まで		2,900	3,900	5,000	5,300	
	93 号給から	96 号給まで		3,000	4,000	5,000	5,300	
	97 号給から	100 号給まで		3,100	4,100	5,100		
	101 号給から	104 号給まで		3,100	4,200	5,100		
	105 号給から	108 号給まで		3,200	4,300	5,100		
	109 号給から	112 号給まで		3,200	4,400	5,200		
	113 号給から	116 号給まで		3,200	4,400			
	117 号給から	120 号給まで		3,300	4,500			
	121 号給から	124 号給まで		3,300	4,600			
	125 号給から	128 号給まで		3,300	4,700			
	129 号給から	132 号給まで		3,400	4,700			
	133 号給から	136 号給まで		3,400	4,700			
	137 号給から	140 号給まで		3,400	4,700			
	141 号給から	144 号給まで			4,700			
	145 号給から	148 号給まで			4,800			
	149 号給から	152 号給まで			4,900			
	153 号給から	156 号給まで			4,900			
	157 号給から	160 号給まで			5,000			
	161 号給から	164 号給まで			5,000			
	165 号給				5,000			
定年前再任用短時間勤務職員				3,400	5,000	5,200	5,300	5,600

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
				円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1 号給から	4 号給まで		1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5 号給から	8 号給まで		1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9 号給から	12 号給まで		1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13 号給から	16 号給まで		1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17 号給から	20 号給まで		1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21 号給から	24 号給まで		1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25 号給から	28 号給まで		1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29 号給から	32 号給まで		1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33 号給から	36 号給まで		1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37 号給から	40 号給まで		2,000	2,600	4,000	4,800	
	41 号給から	44 号給まで		2,200	2,800	4,000	4,900	
	45 号給から	48 号給まで		2,200	3,000	4,100	5,000	
	49 号給から	52 号給まで		2,300	3,200	4,200	5,100	
	53 号給から	56 号給まで		2,400	3,300	4,400	5,100	
	57 号給から	60 号給まで		2,400	3,400	4,400	5,200	
	61 号給から	64 号給まで		2,500	3,500	4,500	5,200	
	65 号給から	68 号給まで		2,600	3,700	4,700	5,300	
	69 号給から	72 号給まで		2,600	3,800	4,700	5,300	
	73 号給から	76 号給まで		2,700	3,800	4,700	5,400	
	77 号給から	80 号給まで		2,800	3,900	4,700		
	81 号給から	84 号給まで		2,800	4,000	4,800		
	85 号給から	88 号給まで		2,800	4,100	5,000		
	89 号給から	92 号給まで		2,900	4,200	5,000		
	93 号給から	96 号給まで		3,000	4,300	5,000		
	97 号給から	100 号給まで		3,100	4,400	5,100		
	101 号給から	104 号給まで		3,100	4,400	5,100		
	105 号給から	108 号給まで		3,200	4,500	5,100		
	109 号給から	112 号給まで		3,200	4,600	5,200		
	113 号給から	116 号給まで		3,200	4,700			
	117 号給から	120 号給まで		3,300	4,700			
	121 号給から	124 号給まで		3,300	4,700			
	125 号給から	128 号給まで		3,300	4,700			
	129 号給から	132 号給まで		3,400	4,700			
	133 号給から	136 号給まで		3,400	4,800			
	137 号給から	140 号給まで		3,400	4,900			
	141 号給から	144 号給まで		3,500	4,900			
	145 号給から	148 号給まで		3,500	4,900			
	149 号給から	152 号給まで		3,500	5,000			
	153 号給から	156 号給まで		3,500	5,000			
	157 号給から	160 号給まで		3,600				
	161 号給から	164 号給まで		3,700				
	165 号給から	168 号給まで		3,700				
	169 号給から	172 号給まで		3,700				
	173 号給から	176 号給まで		3,800				
	177 号給			3,800				
定年前再任用短時間勤務職員				3,800	5,000	5,200	5,400	5,600

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附
則

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

福岡県人事委員会規則第三十号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

事委員会規則第三号の一部を次のように改正する。
第二条の次に第一条を加える。

(実習船乗船手当に係る業務)

第二条の二 条例第七条第一項第三号に規定する外国旅行中の船内において行う業務で人事委員会規則で定めるものは、船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、乗組員の医療業務その他これらに類するものとする。

〔改め、様式第一号中「多学年学級」を
2号 3号
2号〕

2号	3号
円	円
日	日
円	円
日	日

に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）
この規則の施行の察観にある日書式による用紙は、なお当分の間、これを繕つて使

この邦貿の旅行の際にある旧書きによる用紙は、たゞ三分の間これを綴めて使

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県人事委員会規則第三十一号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

課長
監察官
保健指導理事官
科学検査研究所長
機動捜査隊長
自動車警ら隊長

鐵道警察隊長
交通機動隊長
高速公路交通警察隊長
機動隊長

課長
監察官
保健指導理事官

科学捜査研究所長	三種	92,400円	に、
自動車警ら隊長	四種	74,000円 (人事委員会が認める職にあっては83,200円)	に改めべ。
鉄道警察隊長			
交通機動隊長			
機動隊長			
次席			
科学捜査研究所副所長			
副隊長			
室長			
管理官			
首席師範			
〔	四種	〕	
校長	一種		
副校長	二種	を	
副校長	三種	に、	
副校長	四種	を	
部長	三種	に、	
管理官	二種	を	
署長 (一種及び二種であるものを除く。)	二種		
副署長 (人事委員会が定めるものに限る。)	二種		
〔	二種	〕	
署長 (一種及び二種であるものを除く。)	二種		
副署長 (人事委員会が定めるものに限る。)	二種		
副署長	四種	に、	
管理官	四種	を	
〔	三種	〕	
特別遊撃隊長	三種	を	
機動警察隊長	三種	を	
副隊長	四種	に改める。	
〔	四種	〕	
別表第一の六の表中			
〔	三種	92,400円	〕
別表第一の六の表中			

三種	92,400円
四種	74,000円 (人事委員会が認める職にあっては83,200円)

に改めべ。

別表第二の備考一中「校長、教頭及び事務長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める職並びに副校長の」を「次に掲げる」に改め、次の二号を加える。
 一 校長、教頭及び事務長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める職並びに副校長

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。